

考査項目別運用表（完成・指定部分完成）/土木総括監督用（土木電気設備工事）

考査項目	細別	該当	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
●評価対象項目							
2.施工状況	II.工程管理		<input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などの調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	<input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整により、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。	<input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行つたことにより、災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもつて工事を完成させた。	<input type="checkbox"/> 工事箇所が広範囲に点在している場合において、工事管理を的確に行い、余裕をもつて工事を完成させた。	<input type="checkbox"/> その他(理由) ※上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う
●評価対象項目							
III.安全対策			<input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。	<input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。	<input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。	<input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ※上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う
●評価対象項目							
6.社会性等	I.地域への貢献等	該当	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない
●評価対象項目							
7.法令遵守等			<input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。	<input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。	<input type="checkbox"/> 定期的に広報誌や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。	<input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。	<input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
●評価対象項目							
			<input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。	<input type="checkbox"/> その他(理由) ※上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c評価を行う	<input type="checkbox"/> 1. 競争入札参加停止措置期間が3ヶ月以上 (-20点)	<input type="checkbox"/> 2. 競争入札参加停止措置期間が2ヶ月以上3ヶ月未満 (-15点)	<input type="checkbox"/> 3. 競争入札参加停止措置期間が1ヶ月以上2ヶ月未満 (-13点)
					<input type="checkbox"/> 4. 競争入札参加停止措置期間が2週間以上1ヶ月未満 (-10点)	<input type="checkbox"/> 5. 警告 (-8点)	<input type="checkbox"/> 6. 注意 (-5点)
					<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もしい事故や交通事故は含まない) (-3点)	<input type="checkbox"/> 8. その他(理由) ※項目該当なし	() 点)

①本考查項目(法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。
※ただし、上表に掲げる措置のうち5又は6の措置があつた場合であつて、当該措置に心じた点数を減じることが相当でないと認められる特別の事由があるときは、当該点数の下位(-5点もしくは-3点)又は零点とすることができる。

この場合において、総括監督員は、工事成績評定委員会に付議された当該案件と類似した過去の事例を参考に、減じる点数を決定するものとする。
(類似した事例がないときは工事成績評定委員会に付議したうえで、総括監督員は減ずる点数を決定するものとする。)

(例) 工事関係者事故等が発生したが、事故の原因が受注者の責によるものでないことが明らかな場合は、減じる点数は零とする。

- ②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名・工期・施工場所等)を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質認定員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたつて下請契約し、それを履行するために従事する者に限る。
④総合評価方式において加点評価された提案内容(技術提案、技術者の能力など)が、受注者の責により達成されなかつた場合は、上表「8.その他」により、減ずる措置を行う。

[上記で評価する場合の適応事例]

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
 2. 承諾しないにこし難和又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
 6. 一括下請や技術者の責任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
 7. 入国管理制度法に違反する事実が判明し、送検された。
 8. 労働基準法に検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
 9. 監督または検査員に支払っていない。不當に下請代金の額を減じているなどにより妨げた。
 10. 下請代金を期日以内に支払つていない。不當に下請代金の額を減じているなどにより妨げた。
 11. 過積載等の道路交通違反により、逮捕または送検された。
 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「暴力団組織(団体)」に属する構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。
 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている事実が判明した。
 14. 軍手等の物品の輸入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動取扱機の設置等を行つていている事実が判明した。
 15. 安全管理が不適切である事実が判明した。
 16. 請負契約書に違反する事実が判明した。
16. 前記適応事例1～15以外で注意以上の措置等があつた場合。（ ）

考査項目別運用表（完成・指定部部分完成）/土木総括監督用(土木電気設備工事)

3 / 3

考査項目	細別	対応事項		対応箇所	具体的な施工条件へとの対応				
		事例	条件		事例	条件			
4. T・事特性 への対応	I 構造物の特殊性への対応 <input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工速度等の特徴が複雑な工事 <input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 <input type="checkbox"/> 3. その他（理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。 ）	(1.について) 助士の土工量：20万m ³ 以上、盛土の土工量：15万m ³ 以上、幾岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル（ゲート）の直径：8m以上、ダムの設計水位：25m以上、橋脚又は船体の内空幅：15m以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の床面積：3倍以上、舟川門以降、トンネル（開削工法）の開削深さ：20m以上、トンネル（NATO）の内空平均高さ：100m以上、トンネル（旋削工法）の内空平均高さ：300m以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地盤り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、凌渫工の凌渫土量：100万m ³ 以上、凌渫工の計画高水流量：500m ³ /s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、航路トンネルの施工能力：400m ³ /s以上、橋梁下部工の底高さ：30m以上、橋梁下部工の底丈：100m以下。	(2.について) 砂防工事などにおいて、現地会わせに基づいて开設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した箇所の耐震補強工事又は河槽内の流水部における箇所の撤去工事。 ・舟川中の道路トンネルの並幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FIM解析などによる検討が必要な工事。	(1.について) 舟川中の鉄道又は道路と交差する構造などの工事。 ・市街地等の家庭密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の土埋設物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元賛同や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・併用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の水準にわたり、交通開放を行ったため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時等の作業があり、その作業の余地に対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 (11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエリボント工法などによる排水や大規模な山崩めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深基礎基盤等に地質調査を実施するなど又持地盤を確認しながら丹設計した工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域外のため、設計書で計上する以上に被波等の影響で不稼働が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・海水を多く用いた工事又は被波や水位変動が大きいため作業船台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業船や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があつた工事（法面工は除く） ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険溪流に指定された区域における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における施設の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。	(1.について) II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 <input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中型設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工事等に配慮を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に影響する工事 <input type="checkbox"/> 7. 要道上での交通規制特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10. その他（理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 ）	(4.について) ・但出中の鉄道又は道路と交差する構造などの工事。 ・市街地等の家庭密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の土埋設物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元賛同や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・併用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の水準にわたり、交通開放を行ったため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時等の作業があり、その作業の余地に対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 (11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエリボント工法などによる排水や大規模な山崩めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深基礎基盤等に地質調査を実施するなど又持地盤を確認しながら丹設計した工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域外のため、設計書で計上する以上に被波等の影響で不稼働が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・海水を多く用いた工事又は被波や水位変動が大きいため作業船台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業船や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があつた工事（法面工は除く） ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険溪流に指定された区域における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における施設の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。	(11.について) III 繁しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 <input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15. その他（理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。 ）	(14.について) IV 長期工事における安全確保への対応 <input type="checkbox"/> 16. 1ヶ月を超える工期での工事がなく完成した工事（全面一時工事期間は除く） ※但し、文書往來に至らない事例は除く。 <input type="checkbox"/> 17. その他（ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 ）	評価 評点 評点

※ 1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※ 2. 評価にあたっては、監修職員等の意見も参考に評価する。